

＜上北地域連携事務所＞

定例一般競争見積りの仕組み

- ・ 1 件の予定価格が、50 万円以下の物品のうち、事務用品及びOA用品の調達対象です。
- ・ 入札参加資格者名簿登載者であれば、どなたでも参加できます。ただし、定例一般競争見積り執行日に「指名停止中」である場合は、参加できません。
- ・ 上北地域連携事務所事務室内に提示されている見積依頼書を閲覧し、直近の定例一般競争見積りで、見積書を提出します。
- ・ 定例一般競争見積りは、毎週火曜日に十和田合同庁舎 2 階入札室で行われます。開始時刻は、次のとおりです。
 - ・ 事務用品・OA用品 午前 10 時 00 分
- ・ 見積依頼書縦覧期間 火曜日 9 時～金曜日 12 時
- ・ 予定価格を下回り、かつ、最も低い金額で、有効な見積りをした者が、契約の相手方になります。
- ・ 契約書の取り交わし、請書の徴取は省略します。